

海洋基本計画等における 海洋観光の位置付け

平成26年1月27日

最近の政府における計画や提言における、「海洋観光」に関する位置付け。

○新たな海洋基本計画（平成25年4月閣議決定）

海洋基本法に基づく新たな海洋基本計画において、「海洋観光の振興」が明記されたところ。観光資源や憩いの場としての海洋を活用した海洋観光等の取組の推進や、地域資源を活用した海洋観光の振興等の取組の推進、また海洋観光の振興を図る観点からの離島航路への支援等が位置付けられた。

○観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月）

観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）においてとりまとめられた観光立国実現に向けたアクション・プログラムにおいても、魅力ある観光地域づくりの一環として、我が国の豊富な観光資源を活かすため、海洋観光等、新たな観光旅行分野について、関係省庁や関係者が広く連携しながら、ニューツーリズム創出を促進するとともに、情報発信の強化を図る旨が明記された。

○国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会 ※ の中間提言（平成25年6月）

※海洋政策担当大臣の下で平成25年4月より開催（座長：奥脇直也明治大学法科大学院教授）

近年の我が国海洋を巡る情勢の変化を踏まえ、海洋管理の観点からも観光の活用について期待が高まっており、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」においてとりまとめられた中間提言の中で、「観光の場として離島の活用等」について記述が盛り込まれた。

新たな海洋基本計画（平成25年4月閣議決定）における「海洋観光」に関する記載抜粋

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

3 本計画における施策の方向性

(4) 海洋産業の健全な発展(P11)

クルーズ、マリンレジャーなど、観光資源や憩いの場としての海洋を活用した観光産業の振興、発展を促す海洋観光等の取組を推進する。

(7) 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進(P13)

国民が海を身近に感じられるよう、幅広い参加が得られる行事や海洋観光など、海洋に実際に触れ合う機会を充実させるとともに、マスメディア、インターネット等を通じた情報発信、水族館、博物館等とも連携した情報発信を検討する。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

(2) 新たな海洋産業の創出

エ 海洋観光の振興(P39)

① 地域資源を活用した海洋観光の振興

○ 瀬戸内海や離島において、魅力あふれる島々のネットワーク化等を通じて周遊・滞在型観光を促進することにより、新しい旅行需要の拡大とともに島の地域経済の活性化を図る。

○ 地方公共団体や地元観光事業者等との連携による地域の特性をいかしたイベントの開催を支援するなど、海をテーマとした観光需要の喚起を図る。また、賑わいや交流を創出するみなとの施設「みなとオアシス」における住民参加による地域活性化の取組を促進するとともに、災害発生時における防災拠点としての有効活用を図る。

新たな海洋基本計画（平成25年4月閣議決定）における「海洋観光」に関する記載抜粋

- エコツーリズムを通じた地域の魅力向上のため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成など、地域におけるエコツーリズムの活動の支援を行う。
- 再生可能エネルギー関連施設を活用した観光についても取組を行う。
- ②アジアからの訪日旅行の推進
 - 外航クルーズの普及・振興を目的に、関係者と協力・連携した外国人旅行者数の拡大のための訪日プロモーションを促進し、これに伴い、訪日外国人旅行者の出入国審査について、厳格化を維持しつつも、その円滑化・迅速化の推進に努める。
 - 外航クルーズ船の日本寄港促進のための環境整備を推進。

10 離島の保全等

(2) 離島の振興

ア 交通通信の確保(P44)

- 離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援するとともに、安全かつ安定的な輸送の確保のための離島ターミナルの整備を推進する。

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(3) 海洋に関する国民の理解の増進(P50)

- 国民が海洋に触れ合う機会を充実する観点から、(中略)地域それぞれが有する資源をいかした海洋観光等の取組を推進し、地域振興に寄与する。

観光立国実現に向けたアクション・プログラム(平成25年6月)における「海洋観光」に関する記載抜粋

3. 外国人旅行者の受入の改善(P7)

外国人旅行者が訪日した際にどのような印象を持って帰るかは極めて重要なことである。例えば、到着時に入国手続で待たされる、空港からのアクセスが不便、観光地等における外国語表記が未整備、あるいは内容が分かりづらいなどの印象を持てば、リピーターとして訪れたい、周りの人に訪日を勧めたいと思わなくなる恐れがある。このため、訪日外国人旅行者に満足してもらうべく、出入国手続の改善、移動しやすい環境の整備、滞在しやすい環境の整備、魅力ある観光地域づくり等の取組を強化する。

<魅力ある観光地域づくり>

(1) ニューツーリズムの創出

○我が国の豊富な観光資源を活かすため、(中略)海洋観光(中略)等、新たな観光旅行分野について、関係省庁や関係者が広く連携しながら、ニューツーリズム創出を促進するとともに、情報発信の強化を図る。

国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会においてとりまとめられた中間提言(平成25年6月)における「海洋観光」に関する記載抜粋

5. 今後の検討の方向性

(2)最終提言に向けて、更に検討していく事項

③その他の検討すべき重要事項(P9)

国境離島に関する国民への普及・啓発に関しては、国民の関心が高まっている現時点が、強化するタイミングとして適当であり、国境離島の現状や重要性について、積極的に情報を発信し、一層の普及、啓発に努めていく必要がある他、交通アクセスの向上や観光の場としての活用を図る等、離島に触れ合う方策についても検討していく必要がある。例えば、日本最東端の南鳥島や日本最南端の沖ノ鳥島などを活用したクルーズ等、国境離島について関心を強くもってもらおうといったアイデアも考えられる。

【参考】排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画(平成22年7月閣議決定)に関する記載抜粋

サ. 教育・観光の場としての活用等

我が国の海洋権益を確保する上で、両島※が重要な役割を果たしていることを広く国民一般に周知することは重要である。このため、島への寄港や島に近接する航路をとる旅客船クルーズを企画・推奨する等により、海洋に囲まれた日本の国土の特色についての見識を深めることのできる教育や観光の場としての活用について検討する。また、気象情報の提供、イベント等を通じて、国民に両島を周知する方法等を検討する。 (※「両島」は沖ノ鳥島および南鳥島を指す。)